

令和6年度 会議スケジュール（予定）

第1回会議 令和6年8月5日（月） 15:30～16:40

1 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 令和5年度 業務実績報告書
第8期事業年度について

2 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（第2期）の変更に
係る意見について

※ 第1回会議の開催後、「案のとおり変更することが適当と認められる。」との
答申書を評価委員会から市長へ提出しました。（参考資料2）

第2回会議 令和6年9月18日（水） 15:30～

1 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 令和5年度に係る業務の実績に
関する評価書の作成について

- (1) 評価委員会は、評価書原案を作成し、法人に提示する。（資料3）
- (2) 評価委員会は、評価の結果を法人に通知する。（資料4）
- (3) 評価委員会は、法人に対する通知の事項を市長に報告するとともに公表する。（資料5）
- (4) 市長は、報告を受けた旨を議会に報告しなければならない。

※ 令和6年12月市議会定例会に報告する予定です。

2 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（第2期）の変更に
ついて

- (1) 市長は、中期目標を変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。※ 令和6年12月市議会定例会に議案を提出する予定です。
- (2) 議会の議決を経た後、市長は、中期目標（第2期）の変更について公立大学法人に指示するとともに、公表しなければならない。
- (3) 指示を受けた公立大学法人は、変更された中期目標（第2期）を達成するための第2期中期計画の変更について、市長の認可を受けなければならない。

第3回会議 令和7年 月 日 ※ 令和7年2月～3月を予定

1 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学第2期中期計画の変更認可に
係る意見について

- (1) 市長は、公立大学法人から提出された第2期中期計画の変更について認可しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- (2) 公立大学法人は、市長の認可を受けたときは変更された第2期中期計画を公表しなければならない。

※ 上記の日程のほか、議事の進捗状況等、必要に応じて開催いたします。